

産業雇用安定助成金FAQ

(01) 総論

01-01	産業雇用安定助成金とはどのような制度ですか。
01-02	産業雇用安定助成金は労働者個人に支給されるものですか。
01-03	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」について教えてください。
01-04	雇用保険の適用事業所でない場合でも、産業雇用安定助成金の対象となりますか。
01-05	産業雇用安定助成金はコロナ禍に限ったものでしょうか。いつまで続くのでしょうか。
01-06	在籍型出向を行う際の必要な準備事項や留意点はありますか。
01-07	公益特例とはどのような特例でしょうか。

(02) 事業主の要件

02-01	事業所設置後1年未満の事業主は対象となりますか。
02-02	出向労働者を出向先事業所から復帰させたあとに、再度同一または別の事業所に出向させる場合、助成対象となりますか。
02-03	出向元事業所の生産指標の要件について教えてください。
02-04	出向先事業所の雇用指標の要件について教えてください。
02-05	生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。
02-06	NPO等で職員等の賃金に公費が支払われている事業主についてはどのように取り扱われるのですか。
02-07	NPO等の生産指標についてはどのように考えればよいのでしょうか。
02-08	個人事業主は中小企業に含まれますか。
02-09	国の機関や自治体に出向させる場合も対象となりますか。
02-10	出向元事業主と出向先事業主の独立性について、具体的にどう判断するのですか。
02-11	出向先が労働者派遣事業者の場合も対象となりますか。
02-12	事業主が雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば対象になりますか。
02-13	労働保険料滞納事業主は対象になりますか。
02-14	労働関係法令違反(送検等)事業主は対象になりますか。
02-15	不正受給をした、又はしようとした事業主は対象になりますか。
02-16	生産指標や雇用指標の比較は、雇用保険適用事業所単位または企業単位のどちらで行うのでしょうか。
02-17	出向元事業主と出向先事業主が、フランチャイズの関係にある場合は資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性が認められないということになるのでしょうか。
02-18	出向先事業所から別の会社へ出向している他の労働者がいる場合、申請は可能でしょうか。

(03) 出向労働者の要件

03-01	正社員を出向させた場合のみ助成金の対象になるのでしょうか。
03-02	雇用したばかりの人や内定後、1日も勤務していない人が出向する場合も対象になりますか。
03-03	「出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月」について教えてください。
03-04	あらかじめ雇用関係の終了が予定されている人や定年が間近に迫っている労働者も対象になりますか。
03-05	労働者が副業・兼業した場合も対象になりますか。
03-06	自営業者、個人事業主、フリーランスも対象になりますか。
03-07	自分(社長)の子どもを他の労働者と同じ条件で雇用しています。雇用契約書は交わしていませんが助成金の対象になりますか。
03-08	過去に出向を行い雇用調整助成金(出向)の支給対象となった者を再び出向させたいのですが、産業雇用安定助成金の支給対象となりますか。
03-09	出向先事業所で一部の部門が休業して雇用調整助成金の休業を受給しています。出向労働者は休業している部門とは別の部門のため雇調金の休業の対象となりませんが、この場合も産業雇用安定助成金の助成は受けられますか。

(04) 出向の要件

04-01	対象となる「出向」はどのようなものですか。
04-02	出向が、雇用調整を目的としつつ、人事交流・経営戦略・業務提携・実習等のためという目的も併せ持つ場合は、対象になりますか。
04-03	グループ企業内の出向も対象になりますか。
04-04	いつからの出向が産業雇用安定助成金の助成対象になりますか。
04-05	産業雇用安定センターを介さずに実施した出向は産業雇用安定助成金の対象となりますか。
04-06	出向先事業主が出向労働者の賃金を全額負担する場合についても、助成対象となりますか。
04-07	1週間のうち特定の曜日は出向先事業所で勤務し、残りの曜日を出向元事業所で勤務する場合も対象になりますか。
04-08	出向元事業主と雇用関係が終了する形態の出向(移籍型出向)も対象となりますか。
04-09	当初は在籍型出向で、在籍型出向期間終了後に移籍型出向になった場合は対象になりますか。
04-10	在籍型出向が終了した後、出向元事業所に復職する予定であったが、退職した場合は対象になりますか。
04-11	同じ労働者が出向期間終了後、出向元事業所に一度復帰し、再度同じ出向先事業所に出向する場合は対象になりますか。またその場合、出向初期経費は2回目の出向についても受給できますか。
04-12	出向契約期間が2年間の場合、助成対象となるのは最初の1年間だけですか。
04-13	出向期間中の税務や社会保険・労働保険の取扱はどうすればよいでしょうか。
04-14	出向契約は労働者と結ぶのでしょうか。
04-15	当社では就業規則に出向規定を設けているため、出向に際して労働者の個別の合意は不要ではないでしょうか。
04-16	同一の出向労働者を同一期間に複数の出向先に出向させることはできますか。(月～水曜日はA社、木～金曜日はB社など)
04-17	出向期間が6ヶ月である出向実施計画届を提出して出向を開始したが、途中で出向が終了した場合助成対象となるのでしょうか。
04-18	独立性の認められない事業主間での出向について、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向とはどのようにして判断されるのでしょうか。
04-19	産業雇用安定助成金の対象となる出向について、雇用調整助成金(出向)の申請を行った場合、産業雇用安定助成金にて適用される助成率や上限額との差額を申請することはできますか。
04-20	日給・歩合制で賃金を支払っている事業所の場合、「労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額」の計算方法を教えてください。

(05) 助成対象、助成内容

05-01	雇用維持要件を満たした場合の助成率の引き上げについて教えてください。特に解雇等の定義について教えてください。
05-02	雇用維持要件の「解雇等」の中には派遣労働者を解雇した場合も含まれますか。
05-03	「解雇等」には、希望退職を募った場合も含まれますか。
05-04	出向元事業主の解雇等の有無によって助成率が変わりますか、出向元事業主・出向先事業主双方の解雇等の有無によって助成率が変わりますか。
05-05	出向運営経費とは、具体的にどのような経費ですか。
05-06	出向初期経費とは、具体的にどのような経費ですか。
05-07	出向運営経費のうち教育訓練について教えてください。
05-08	出向運営経費のうち教育訓練はインターネットにより行っても対象となりますか。
05-09	出向運営経費のうち教育訓練の過程で生産した商品を販売しても良いのですか。
05-10	出向前に出向元事業主が行った教育訓練に要する経費は、出向初期経費ですか、出向運営経費ですか。また、出向先事業主が出向後に行った教育訓練に要する経費は、出向初期経費ですか、出向運営経費ですか。
05-11	出向運営経費のうち1人の出向労働者が助成を受けられる限度となる期間や日数はありますか。
05-12	支給限度人数はありますか？

05-13	支給限度人数が500人である出向元事業主から、支給限度人数が300人である出向先事業主に対して、出向元事業主に雇用される労働者500人を出向させた場合、その500人の出向労働者について、出向元事業主は500人分、出向先事業主は300人分が助成金の支給限度人数となるという理解でよいか。
05-14	令和3年度から出向先事業所A・B・Cにそれぞれ、10人・5人・5人の合計20人の労働者を出向させており、令和4年度も継続して出向を実施しています。20人全員が雇用保険被保険者資格を出向先事業所で取得している場合、令和4年度に初めて支給申請として、出向先事業所Aとの支給申請書を提出する場合、様式第6号(1)の①(12)欄にはどの数字を記載すればいいのでしょうか？
05-15	出向運営経費のうち、賃金部分の助成対象額について、出向元事業所分と出向先事業所分をどのように計算すればいいですか。
05-16	出向運営経費に産業雇用安定助成金の支給申請に係る経費(交通費、郵便費、社労士への委託料等)は含まれますか。
05-17	出向初期経費はかかった金額の大小にかかわらず定額が支給されるのですか。
05-18	出向初期経費の対象となる措置は過去に行ったものでもいいのでしょうか。例えば、令和2年中に備品を購入した場合や就業規則を整備した場合も対象となるのでしょうか。
05-19	出向初期経費の支給額が15万円となるのはどういった場合ですか。
05-20	出向運営経費のうち賃金に社会保険料・労働保険料の事業主負担分は含まれますか。
05-21	出向運営経費の教育訓練について、自社の従業員を講師として事業所内訓練を行う場合、教育訓練中の講師の従業員の賃金は助成対象となりますか。
05-22	業務提携先の事業所に出向する場合は助成金の対象となりますか。
05-23	出向契約にあたって紹介手数料を出向元または出向先事業所へ支払う場合、助成金の対象となりますか。また出向の斡旋を行う事業者に対して支払う紹介料等は助成金の対象となりますか。
05-24	出向初期経費の支給対象となる措置として、社会保険労務士に就業規則等の整備改正や出向契約書の作成を依頼した場合の経費は出向初期経費の対象に含まれますか。
05-25	令和3年7月31日以前に出向を開始していましたが、出向開始した後に産業雇用安定助成金の独立性が認められない事業主間で行う出向を知りました。この場合、産業雇用安定助成金を申請するために令和3年8月1日以降に出向契約書等の書類を作り直せば、助成対象となるのでしょうか。
05-26	出向労働者が出向先事業所での業務をテレワークで行う場合は助成対象となりますか。
05-27	同一法人間の出向も、出向元事業所と出向先事業所の雇用保険適用事業所番号が異なる場合は助成対象となりますか。
05-28	出向元事業主または出向先事業主が出向労働者に賃金(社会保険料は除く)として支払った(負担した)ものに、通勤手当・住居手当・残業代を含めてよいのでしょうか。
05-29	出向労働者が出向にあたって必要となる住居の敷金・礼金を事業主が負担した場合、助成対象となるのでしょうか。
05-30	出向先事業主が助成金の申請を望まない場合、出向元事業主のみで申請することはできるのでしょうか。

(06) 手続き、提出書類等

06-01	出向実施計画届の提出や支給申請手続は、出向元事業主が行っても、出向先事業主が行ってもいいのですか。また、出向元事業主が単独で提出することもできますか。
06-02	出向実施計画届は事業所ごとの届出ですか。あるいは法人ごとの届出ですか。出向先が複数ある場合は、計画届をそれぞれ作成する必要がありますか。
06-03	出向実施計画届はいつまでに出す必要がありますか。
06-04	産業雇用安定助成金の申請には、どのような書類が必要ですか。添付書類も教えてください。
06-05	支給申請は、事業所ごとの申請ですか。あるいは法人ごとの申請ですか。
06-06	申請期限はありますか。
06-07	複数月について、まとめて申請ができますか。
06-08	支給申請書などの様式はどこでもらえますか。
06-09	出向実施計画届や支給申請書の書き方は何を参考にしたらいいですか。
06-10	社会保険労務士が代理申請する場合に委任状が必要ですか。
06-11	労働者代表選任届の代表者の選任方法を教えてください。
06-12	会社の所在地は、〇〇県〇〇市ですが、助成金の詳しい問い合わせや支給申請はどこに行えばいいですか。
06-13	支給申請を行った後、助成金が支払われるまでにどれくらいかかりますか。
06-14	計画届や支給申請書は、労働局やハローワークに出向いて提出しなければなりません。郵送やオンラインで提出できますか。
06-15	支給申請書を提出した後、労働局やハローワークから連絡や調査があるのでしょうか。
06-16	申請の結果はどのように連絡がきますか。
06-17	助成金はどのように受け取るのですか。出向元事業主と出向先事業主にそれぞれ支給されるのでしょうか。
06-18	出向の予定が出向実施計画届の内容から変更になりました。何か手続きは必要ですか。
06-19	土日祝や年末年始が申請期限の場合、いつまでに申請書を提出すればいいのでしょうか。
06-20	相談や申請手続きは、各都道府県の(公財)産業雇用安定センターが窓口になりますか。
06-21	各種申請書類や添付書類について、資料が多数あるためCSVやデータでの提出でもよいのでしょうか。
06-22	出向実施計画届の提出について、期限までに提出できなかった場合、助成を受けることはできないのでしょうか。
06-23	出向実施計画届の提出または支給申請書の申請に必要な添付書類は全て原本を提出する必要がありますか。
06-24	出向元事業主および出向先事業主双方とも支給要件を満たすものの、いずれかが助成金の支給申請を行わずに、出向元事業主または出向先事業主の一方のみが助成を受けることはできますか。
06-25	出向に係る本人同意書について、本人が同意書に署名しない場合は、申請できないのでしょうか。
06-26	労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書は2回目の支給申請以降も提出が必要なのでしょうか。
06-27	出向実施計画届を提出後に労働局やハローワークから受領書等は送付されますか。

(07) その他

07-01	新型コロナウイルス感染症の影響により、在籍型出向で雇用の維持を図りたいが、どこに相談したらいいですか。
07-02	産業雇用安定助成金の手続きに必要なので、金融機関の暗証番号を教えてくださいという電話がかかってきたのですが、どうしたらよいですか。
07-03	雇用調整助成金(出向)との違いについて知りたい。
07-04	他の雇用関係助成金との併給はできますか。
07-05	事業所内の一部の労働者には休業手当を支払い、雇用調整助成金(休業)を活用していますが、この労働者を出向させる場合、産業雇用安定助成金に切り替えることは可能でしょうか。また、休業させている労働者とは別の労働者を出向させた場合、産業雇用安定助成金を活用可能でしょうか。
07-06	事業所内の一部の労働者を出向させており、雇用調整助成金(出向)を活用していますが、この労働者とは別の労働者を出向させ、そちらについては産業雇用安定助成金を活用することは可能でしょうか。

07-07	事業所内の一部の労働者を出向させており、雇用調整助成金(出向)を活用していますが、この労働者の出向について、産業雇用安定助成金に切り替えることは可能でしょうか。
07-08	事業所内の一部の労働者を出向させており、産業雇用安定助成金を活用した上で、この労働者とは別の労働者を出向させ、そちらについては雇用調整助成金(出向)を活用することは可能でしょうか。
07-09	産業雇用安定助成金は課税対象となりますか。
07-10	「出向に係る本人同意書」を事業主から渡され、サインするよういわれましたが、当該出向について事業主から説明を受けておらず、承諾をしていません。この場合、どこに相談すればよいでしょうか。
07-11	出向元事業所や出向先事業所が出向期間中に別の事業主に事業譲渡された場合は、産業雇用安定助成金の申請はできないのでしょうか？

(01) 総論

設問番号	設問	
01-01	産業雇用安定助成金とはどのような制度ですか。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向を行った場合に、出向元事業主及び出向先事業主の双方に出向に係る賃金等を助成する制度です。</p> <p>・助成内容: ○出向運営経費:出向期間中の賃金及び諸経費の一部を助成 大企業:最大3/4 中小企業:最大9/10(1人1日当たり出向元・出向先計12,000円を上限) (※)独立性が認められない事業主間の出向の場合の助成率は、大企業:1/2 中小企業:2/3 ○出向初期経費:出向に要する初期経費として1人当たり10万円(出向元・出向先がそれぞれ一定の要件を満たす場合は15万円) (同一の事業主において同一の出向労働者1人当たり1回限り) (※)独立性が認められない事業主間の出向の場合は助成対象外</p> <p>・出向期間:1か月以上2年以内の出向を助成対象とする(うち助成対象期間は1年間(365日)) (※)公益特例の場合、助成対象期間は3ヶ月を限度</p> <p>なお、主な支給要件は以下のとおりです。 ・出向元事業所、出向先事業所ともに雇用保険の適用事業所であること ・出向元事業所の売上高又は生産量等の事業活動を示す指標について、計画届を提出した前の月の値が前年同期に比べて5%以上減少していること ・出向先事業所の雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、最近3か月間(計画届を提出する月の前月から前々々月まで)の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上減少していないこと ・出向先事業所で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと</p>
01-02	産業雇用安定助成金は労働者個人に支給されるものですか。	<p>産業雇用安定助成金は在籍型出向を行う事業主に対して支払われるものであり、労働者個人には支給されません。また、労働者の雇用の維持を目的とするため、社長や役員、自営業の家族従事者など雇用者でない者は助成の対象となりません。</p>
01-03	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」について教えてください。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、以下のような経営環境の悪化については、経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して出向を行った場合は、助成対象としています。 (経済上の理由例) ①観光客のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減り売上げが減少した ②市民活動が自粛されたことにより、客数が減り売上げが減少した ③行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い売上げが減少した これらの確認に当たっては、計画届の提出の際に、様式第3号において「出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書」において、事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響とのかかわりについて具体的に記述していただきます。 (※)詳細はガイドブック参照してください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000814615.pdf</p>
01-04	雇用保険の適用事業所でない場合でも、産業雇用安定助成金の対象となりますか。	<p>産業雇用安定助成金は、出向元事業所と出向先事業所がともに雇用保険の適用事業所であり、出向労働者が雇用保険の被保険者でなければ対象となりません。</p>
01-05	産業雇用安定助成金はコロナ禍に限ったものでしょうか。いつまで続くのでしょうか。	<p>産業雇用安定助成金は、コロナ禍における対応として令和2年度第三次補正予算及び令和3年度予算において所要額を計上しています。 令和4年度については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況、雇用・経済情勢の動向及び令和3年度中の申請状況を踏まえつつ、予算計上を行う必要があることから、具体的な取り扱いについては、予算編成過程で調整することとしています。</p>
01-06	在籍型出向を行う際の必要な準備事項や留意点はありますか。	<p>在籍型出向を行う際の必要な準備事項や留意点などをまとめた「在籍型出向”基本がわかる”ハンドブック」を作成しています。 管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000739527.pdf</p>

(01) 総論

令和4年4月1日版

設問番号	設問	
01-07	公益特例とはどのような特例でしょうか。	<p>「公益の目的」のために「大量」の被保険者を出向させる場合については、上限人数500人(※)とは別に、同一の雇用保険適用事業所につき一の年度(支給申請年月日を基準として、同年度4月1日から翌年3月31日までをいう。)に1,000人を限度として支給対象とすることができます。</p> <p>本特例については、一の事業主に雇用された同一の労働者に対する助成金の支給は3か月を限度とし、支給日数は特例以外分と合わせて12ヶ月(365日)を限度とします。</p> <p>(※)当該年度における最初の計画届提出日の前日(ただし、当該年度において前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合は、前年度の3月31日)において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が500人未満の場合は、その人数分。ただし、その数が10人未満の場合は10人分。</p>

(02) 事業主の要件

設問番号	設問	
02-01	事業所設置後1年未満の事業主は対象となりますか。	<p>産業雇用安定助成金は、事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。その際、生産指標は、「計画届を提出した月の前月」の売上高などを、雇用指標は、「計画届を提出した月の前月」の事業所における労働者の数をご確認ください。</p> <p>その上で、生産指標は、2か月～1年前の間のいずれかの月の売上高などと比較し、5%以上減少していることを確認し、雇用指標は、「計画届を提出した月の前月」と2か月～1年前の間のいずれかの月の事業所における労働者の数比較し、中小企業であれば10%を超え、かつ4名以上減少していないこと、大企業であれば5%を超え、かつ6名以上減少していないことを確認します(※「02-03」及び「02-04」もあわせて参照してください。)</p>
02-02	出向労働者を出向先事業所から復帰させたあとに、再度同一または別の事業所に出向させる場合、助成対象となりますか。	<p>出向労働者を出向先事業所から復帰させたあとに、再度同一または別の事業所に出向させる場合であっても、助成対象となります。ただし、1人の出向労働者についての支給限度は1年間(365日)です。同一の事業主において、支給限度に達した出向労働者については、その後、産業雇用安定助成金の支給を受けることができません。</p>
02-03	出向元事業所の生産指標の要件について教えてください。	<p>出向元事業所について、売上高又は生産量等の事業活動を示す指標の減少(5%以上の低下)を、計画届を提出する月の前月の値の対前年比で確認しています。</p> <p>1年前と比較することが適当でない場合には、「2年前の同じ月」、「3年前の同じ月」又は「2か月～1年前の間のいずれかの月」の売上高などと比較し、5%以上減少していることを確認する方法でも差し支えありません。(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となっており、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります)</p>
02-04	出向先事業所の雇用指標の要件について教えてください。	<p>出向先事業所について、雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者の雇用指標の最近3か月間(計画届を提出する月の前月から前々々月まで)の月平均値が、前年同期比で一定程度(※)減少していない場合に助成対象となります。ただし、雇用保険適用事業所設置から1年に満たない場合には、「計画届を提出した月の前月」の値を「2か月～1年前の間のいずれかの月」の値と比較する方法でも差し支えありません。(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となっており、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります)</p> <p>(※)具体的な要件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業の場合は、前年同期と比べ5%を超えかつ6名以上減少していないこと ・中小企業の場合は、前年同期と比べ10%を超えかつ4名以上減少していないこと <p>(例)中小企業(雇用保険適用事業所設置1年以上) 計画届提出日 令和3年6月1日の場合</p> <p>【ケース1】 最近3ヶ月間(令和3年3月～5月)の雇用指標 95 前年同期(令和2年3月～5月)の雇用指標 100 5%(5名)減少 ⇒5名減少しており4名以上減少しているが、5%減少であり10%を超えて減少していないため、助成対象となる。</p> <p>【ケース2】 最近3ヶ月間(令和3年3月～5月)の雇用指標 85 前年同期(令和2年3月～5月)の雇用指標 100 15名(15%)減少 ⇒10%を超える減少であり、かつ4名以上の減少のため、助成対象とはならない。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により外国人技能実習生が母国へ帰国したこと等に伴い雇用保険被保険者資格を喪失した場合等、やむを得ない事情による場合、当該労働者を雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者に含めて、雇用指標を比較することができます。詳細につきましては、管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)にお問い合わせください。</p>
02-05	生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。	<p>生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室の稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、造船業であれば「手持工事量(受注残高)」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数(休業中の者を除く)」なども含まれますので、管轄する都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。</p>

(02) 事業主の要件

設問番号	設問	
02-06	NPO等で職員等の賃金に公費が支払われている事業主についてはどのように取り扱われるのですか。	交付金や委託費等により、地方公共団体等から明確に人件費が支払われている労働者については、賃金の支払い等事業主における負担がないことから、産業雇用安定助成金の対象とはなりません。しかしながら、自前事業による収入から賃金を支払っている労働者については、要件を満たせば産業雇用安定助成金の対象となる可能性があります。その確認については、精算書類等で確認させていただきます。
02-07	NPO等の生産指標についてはどのように考えればよいのでしょうか。	生産指標については、雇用量の変動と相関が高い指標としており、業種等により個別に判断するものです。例えば、会費、寄付金は、通常、雇用量の変動と相関関係が高い指標とは言えませんが、一般的には書籍等の販売売上や講演会やイベントの実施数の減少等、労働者の業務量への影響が高い指標が該当すると思われます。なお、労働者の主たる業務が会費・寄付金を集めることであって、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化により会費・寄付金が集まらないことを想定し、当該労働者を休業させる場合等、当該会費や寄付金が例外的に生産指標に該当することがありますので、その際は管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください)にお問い合わせください。
02-08	個人事業主は中小企業に含まれますか。	大企業以外の企業を中小企業と定義しているため、個人事業主は中小企業に含まれます(なお、産業雇用安定助成金の支給対象となるのは雇用保険適用事業所となっている事業所に限ります。) (※)大企業と中小企業の定義はガイドブックを参照してください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000814615.pdf
02-09	国の機関や自治体に出向させる場合も対象となりますか。	国の機関や自治体への出向については、出向労働者の受け入れにあたり、公正な選考をはじめとする関係法令の遵守、出向労働者の任用形態、賃金の負担割合等を勘案して出向元事業主が助成対象となるか判断します。(出向先の国の機関や自治体は助成対象となりません。) 具体的な判断にあたっては管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください)にお問い合わせください。
02-10	出向元事業主と出向先事業主の独立性について、具体的にどう判断するのですか。	親会社と子会社間の出向や、代表取締役が同一人物である企業間の出向など、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、出向元事業主と出向先事業主の間で独立性が認められるかどうかにより、助成内容が変わります。両法人間における出資等の状況が次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、両法人間に独立性がないものと判断とします。 イ 資本金の50%を超えて出資していること。 ロ 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。 (イ)代表者が同一人物であること。 (ロ)両法人の取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること。 (※)なお、上記イ又はロに該当しない場合であっても、その他の資本的・経済的・組織的関連性等から見て独立性の有無を判断します。例えば、次の観点等を踏まえて判断します(ハ〜リのうちいずれか1つに該当したことをもって直ちに独立性がないと判断するものではありません。)。詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。 ハ 出資について、50%以下であるが相当程度の割合の出資を行っていること。 ニ 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。 (イ)代表者が親子、兄弟等近親者であること。 (ロ)一方の会社の代表者が他方の会社の取締役を兼務していること。 (ハ)両方の会社の取締役を兼務する者が複数いること。 ホ 人事、経理、労務管理、労働条件等の決定に関与していること。 ヘ 人的交流が恒常的に密であること。 ト 場所的に業務遂行の区別が不明確であること。 チ 連結決算の方法がとられていること。 リ 常時50%を超える取引が行われていること。 ※ 出向元事業主と出向先事業主が同一の親会社の子会社である場合については、出向元事業主の親会社からの出資割合と出向先事業主の親会社からの出資割合を乗じて得た割合により、イ及びハに該当するか否か判断します。
02-11	出向先が労働者派遣事業者の場合も対象となりますか。	出向先事業主が派遣元事業主であっても、要件を満たせば対象となります。
02-12	事業主が雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば対象になりますか。	雇用保険と労災保険のいずれにも加入している必要があります。

(02) 事業主の要件

令和4年4月1日版

設問番号	設問	
02-13	労働保険料滞納事業主は対象になりますか。	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある事業主には、産業雇用安定助成金は支給されません。
02-14	労働関係法令違反(送検等)事業主は対象になりますか。	支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主には、産業雇用安定助成金は支給されません。
02-15	不正受給をした、又はしようとした事業主は対象になりますか。	以下のいずれかに該当する事業主には、産業雇用安定助成金は支給されません。 ①平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定や支給決定の取消しを受けたことがあり、当該不支給決定日または支給決定取消日から3年を経過していない。 ②平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定や支給決定の取消しを受けたことがあり、当該不支給決定日または支給決定取消日から5年を経過していない。 ③平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。
02-16	生産指標や雇用指標の比較は、雇用保険適用事業所単位または企業単位のどちらで行うのでしょうか。	雇用保険適用事業所単位で判断します。
02-17	出向元事業主と出向先事業主が、フランチャイズの関係にある場合は資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性が認められないということになるのでしょうか。	出向元事業主と出向先事業主がフランチャイズの関係の場合であっても、独立性が認められる場合もあり得ます。出向元事業主と出向先事業主の独立性の判断については、設問番号02-10をご参照ください。
02-18	出向先事業所から別の会社へ出向している他の労働者がいる場合、申請は可能でしょうか。	出向先事業主の支給要件を満たしていれば対象となり得ます。ただし、当該出向の出向先事業主が、出向元事業主となって産業雇用安定助成金、雇用調整助成金(出向)又は通年雇用助成金の支給を受けるまたは受けようとしている場合は、出向先事業主としての産業雇用安定助成金を申請することはできません。

(03) 出向労働者の要件

設問番号	設問	
03-01	正社員を出向させた場合のみ助成金の対象になるのでしょうか。	出向労働者が雇用保険被保険者であれば対象となります。 ただし、雇用保険被保険者であっても以下の①～③のいずれかに該当する場合は対象となりません。 ①対象期間中の初回の出向を開始する日の前日まで出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満である者 ②解雇を予告された者、退職願を提出した者又は事業主による退職勧奨に応じた者(当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。) ③日雇労働被保険者
03-02	雇用したばかりの人や採用後、1日も勤務していない人が出向する場合も対象になりますか。	新規採用者など、出向元事業主に雇用保険被保険者として継続して雇用されている期間が6か月未満の労働者を出向させた場合は、助成の対象とはなりません。
03-03	「出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月」について教えてください。	対象期間の各労働者ごとの初回の出向開始日の前日時点で、当該労働者が出向元事業主に雇用保険被保険者として6か月以上継続して雇用されている必要があります。
03-04	あらかじめ雇用関係の終了が予定されている人や定年が間近に迫っている労働者も対象になりますか。	対象になります。なお、解雇を予告された方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな方を除く)は助成対象となりませんのでご注意ください。
03-05	労働者が副業・兼業した場合も対象になりますか。	産業雇用安定助成金は、雇用維持を目的として、労働者が出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所で勤務する在籍型出向を助成対象とするものです。労働者が複数の事業主とそれぞれ雇用契約を結ぶ副業・兼業の場合は、助成対象になりません。
03-06	自営業者、個人事業主、フリーランスも対象になりますか。	産業雇用安定助成金は、在籍型出向による雇用保険被保険者の雇用の維持を目的とするため、自営業者、個人事業主、フリーランスの方は対象になりません。
03-07	自分(社長)の子どもを他の労働者と同じ条件で雇用しています。雇用契約書は交わしていませんが助成金の対象になりますか。	個人事業主と同居している親族は、原則雇用保険被保険者とならないため、支給対象となりません。ただし、就業実態が、雇入時に労働条件を明示した書面、出勤簿、給与簿、給与の支払い実態などによって他の労働者と同様に管理され、事業主と利益を一にする地位にないと確認されれば、雇用保険被保険者となり対象となり得ます。
03-08	過去に出向を行い雇用調整助成金(出向)の支給対象となった者を再び出向させたいのですが、産業雇用安定助成金の支給対象となりますか。	過去に雇用調整助成金(出向)の支給対象となった者についても助成対象となります。この場合、雇用調整助成金(出向)の支給対象となった出向の終了から、産業雇用安定助成金の対象となる出向の開始までに、雇用調整助成金の支給要件とされている6か月の期間を空ける必要はありません。
03-09	出向先事業所で一部の部門が休業して雇用調整助成金(休業)を受給しています。出向労働者は休業している部門とは別の部門のため雇用調整助成金(休業)の対象となりませんが、この場合も産業雇用安定助成金の助成は受けられますか。	同一期間に同一人物に重複して雇用調整助成金と産業雇用安定助成金の支給を行うことはできませんが、ご質問のケースは休業を行う労働者(雇用調整助成金(休業)の対象者)と出向を行う労働者(産業雇用安定助成金の対象者)が異なるため、出向を行う労働者について産業雇用安定助成金の支給対象となります。

(04) 出向の要件

設問番号	設問	
04-01	対象となる「出向」はどのようなものですか。	<p>本助成金の対象となる「出向」は、以下の①～⑬のすべてを満たす必要があります。ただし、独立性が認められない事業主間で行う出向は、①～⑤および⑦～⑮を満たす必要があります。</p> <p>①雇用調整を目的として行われるものであって、人事交流・経営戦略・業務提携・実習のため等に行われるものではなく、かつ、労働者を交換しあうものではないこと。</p> <p>②労使間の協定によるものであること。</p> <p>③出向労働者の同意を得たものであること。</p> <p>④出向元事業主と出向先事業主との間で締結された契約によるものであること。</p> <p>⑤出向先事業所が雇用保険の適用事業所であること。</p> <p>⑥出向元事業主と出向先事業主が、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められること。</p> <p>⑦対象期間※内に実施されるものであること。</p> <p>⑧労働者ごとの出向期間が1か月以上2年以内であって出向元事業所に復帰するものであること。</p> <p>⑨出向元事業主または出向先事業所が出向労働者の賃金の全部または一部を負担していること。</p> <p>⑩出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同じ額の賃金を支払うものであること。</p> <p>⑪出向元事業所から出向先事業所に出向させ、かつ、当該出向先事業所において就労することとなるものであること。ただし、当該出向労働者について、同一出向期間内で異なる2つ以上の出向先事業所において就労するものでないこと。</p> <p>⑫労働組合等によって出向の実施状況について確認を受けること。</p> <p>⑬出向元事業主および出向先事業主の双方がそれぞれ支給要件を満たすこと。</p> <p>⑭通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であること。</p> <p>⑮令和3年8月1日以降に新たに開始される出向であること。</p> <p>※「対象期間」とは、一の出向元事業所において対象労働者の出向を実施する期間のこと。</p>
04-02	出向が、雇用調整を目的としつつ、人事交流・経営戦略・業務提携・実習等のためという目的も併せ持つ場合は、対象になりますか。	対象になります。
04-03	グループ企業内の出向も対象になりますか。	令和3年8月1日以降に新たに開始した出向であって、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向については、独立性が認められない事業主間(いわゆるグループ企業の関係など)の出向も対象となります(他の要件を満たす場合)。ただし、出向元事業主と出向先事業主との間で独立性が認められるかどうかにより、助成内容が変わります。詳細はガイドブックをご参照および都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)にご相談ください。
04-04	いつからの出向が産業雇用安定助成金の助成対象になりますか。	令和3年1月1日以降の出向が助成対象となります。ただし、独立性が認められない事業主間で行う出向および公益特例の場合は、令和3年8月1日以降に新たに開始した出向が助成対象となります。
04-05	産業雇用安定センターを介さずに実施した出向は産業雇用安定本助成金の対象となりますか。	出向成立の経路は問いません。そのため、産業雇用安定センターを介さないで成立した出向も助成対象となります。
04-06	出向先事業主が出向労働者の賃金を全額負担する場合についても、助成対象となりますか。	出向先事業主が出向労働者の賃金の全額を負担する場合についても助成対象となります。なお、逆に、出向元事業主が出向労働者の賃金の全額を負担する場合についても助成対象となります。
04-07	1週間のうち特定の曜日は出向先事業所で勤務し、残りの曜日を出向元事業所で勤務する場合も対象になりますか。	出向期間中に先と出向元の両方で勤務を行う場合も助成対象となります(これを「部分出向」といいます)。ただし、出向先事業所で勤務を行う日と同じ日に出向元事業所においても勤務を行う場合や、出向期間中の1か月ごとの出向先事業所で勤務する日数が、出向元事業所において出向を行う前の原則1か月の所定労働日数の半分未満であるものは、助成対象となりません。
04-08	出向元事業主と雇用関係が終了する形態の出向(移籍型出向)も対象となりますか。	産業雇用安定助成金は、労働者を保護しつつ雇用維持を図ることを明確化するため、労働者が出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ出向先事業所において勤務する、いわゆる在籍型出向のみが助成対象となり、いわゆる移籍型出向は対象となりません。
04-09	当初は在籍型出向で、在籍型出向期間終了後に移籍型出向になった場合は対象になりますか。	当初は在籍型出向で、在籍型出向期間終了後に移籍型出向になった場合は、在籍型出向期間についてのみ助成対象となります。
04-10	在籍型出向が終了した後、出向元事業所に復職する予定であったが、退職した場合は対象になりますか。	対象になります。
04-11	同じ労働者が出向期間終了後、出向元事業所に一度復帰し、再度同じ出向先事業所に出向する場合は対象になりますか。またその場合、出向初期経費は2回目の出向についても受給できますか。	対象期間内であれば、同一の労働者が再度同じ出向先事業所へ出向することに関する制限はありません。この場合、出向初期経費は、初回の出向についてのみ支給対象となり、2回目以降の出向については支給対象になりません。

(04) 出向の要件

設問番号	設問	
04-12	出向契約期間が2年間の場合、助成対象となるのは最初の1年間だけですか。	出向契約期間が2年間であっても助成対象となりますが、一の事業主に雇用された同一の労働者に対する本助成金の支給額は、12か月(365日)を限度とします。
04-13	出向期間中の税務や社会保険・労働保険の取扱はどうすればよいでしょうか。	出向労働者の給与に関する税務や社会保険・労働保険における取扱いは、個別の出向契約の内容によって異なります。詳細については「在籍型出向」基本がわかる”ハンドブック”をご参照ください。 「在籍型出向」基本がわかる”ハンドブック”は管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000739527.pdf
04-14	出向契約は労働者と結ぶのでしょうか。	出向前に出向元事業主と出向先事業主の間で出向契約を結んでいただく必要があります。詳細については「在籍型出向」基本がわかる”ハンドブック”をご参照ください。 「在籍型出向」基本がわかる”ハンドブック”は管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000739527.pdf
04-15	当社では就業規則に出向規定を設けているため、出向に際して労働者の個別の合意は不要ではないでしょうか。	産業雇用安定助成金の支給を受けるに当たっては、出向労働者本人が出向することについて同意していることが必要です。同意について計画届の提出時に書面で確認を行っています。
04-16	同一の出向労働者を同一期間に複数の出向先に出向させることはできますか。(月～水曜日はA社、木～金曜日はB社など)	同一の出向労働者が同一の出向期間内に複数の事業所へ出向を行う場合は助成対象となりません。
04-17	出向期間が6ヶ月である出向実施計画届を提出して出向を開始したが、途中で出向が終了した場合助成対象となるのでしょうか。	出向開始日から起算して1か月が経過した後に出向が終了した場合、出向初期経費および出向しなくなった日の前日までの期間に係る出向運営経費を支給します。 出向開始日から起算して1か月が経過する前に出向が終了した場合、終了した理由が次のイからロのいずれかであるときは、出向初期経費および出向しなくなった日の前日までの期間に係る出向運営経費を支給します。 イ 出向労働者の責に帰すべき理由により解雇した場合 ロ 出向労働者が自己の都合により退職した場合 ハ 出向労働者が死亡した場合 ニ 天災その他やむを得ない理由により継続が不可能となったために出向の解消を行った場合 なお、出向が途中で終了した場合、出向実施計画変更届の提出は不要です。
04-18	独立性の認められない事業主間での出向について、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向とはどのようにして判断されるのでしょうか。	出向の目的が新型コロナウイルス感染症による「雇用調整」であることに加えて、以下の①～⑦の観点等を踏まえて総合的に判断します。具体的な判断にあたっては、管轄の労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。 ① 出向元・出向先事業主の関係性(通常の人事異動による出向が行われている関係か) ② 出向先のポスト(通常の出向ポストと今回の出向ポストの違い) ③ 出向先の業務内容(通常の出向時の業務内容と今回の出向の業務内容の違い) ④ 出向先の人員不足状況(通常の人事異動による出向が行われていた状況下と異なる状況の発生) ⑤ 出向元の業況回復が見込まれるまでの出向であること(在籍型(一時的)な出向か) ⑥ 就業規則の出向規定の目的(出向元の雇用調整を目的とする出向か) ⑦ 出向の開始時期(定例の人事異動時期と今回の出向開始時期の違い)
04-19	産業雇用安定助成金の対象となる出向について、雇用調整助成金(出向)の申請を行った場合、産業雇用安定助成金にて適用される助成率や上限額との差額を申請することはできますか。	産業雇用安定助成金の施行日(令和3年2月5日)よりも前に既に出向を開始し、雇用調整助成金(出向)の計画を提出している場合にも、令和3年1月1日以降の出向について支給要件を満たし、期限までに産業雇用安定助成金の出向実施計画届(添付書類を含む)の提出を行えば、産業雇用安定助成金の対象となります。

(04) 出向の要件

令和4年4月1日版

設問番号	設問	
04-20	日給・歩合制で賃金を支払っている事業所の場合、「労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額」の計算方法を教えてください。	それぞれ次の計算方法になります。 (日給) その金額を1日の所定労働時間数(日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均労働時間数)で除して得た金額になります。 (歩合制) 賃金算定期間(賃金締切日がある場合には、賃金締切期間)において歩合制によって算定された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間で除して得た金額になります。

(05) 助成対象、助成内容

令和4年4月1日版

設問番号	設問	
05-01	雇用維持要件を満たした場合の助成率の引き上げについて教えてください。特に解雇等の定義について教えてください。	<p>出向元事業主が雇用維持要件を満たした場合、出向元・出向先ともに助成率が上乘せとなり、中小企業が最大9/10、大企業が最大3/4となります。なお、独立性が認められない事業主間で行う出向の場合の助成率は、中小企業が2/3、大企業が1/2となり、雇用維持要件を満たした場合の助成率の引き上げはありません。</p> <p>雇用維持要件 ①～③に該当せず④を満たすことを指します。 ①事業主に直接雇用される期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、事業主都合による解雇(解雇予告を含む)又は退職勧奨(労働者本人が同意している場合を含む)により離職をさせること ②事業主に直接雇用される期間の定めのある労働契約を締結する労働者の場合、解雇と見なされる労働者の雇止め、事業主都合による中途契約解除となる離職をさせること ③対象事業主の事業所に役務の提供を行っている派遣労働者の場合、契約期間満了前の事業主都合による契約解除を行うこと ④各支給対象期の末日において、雇用されている労働者(雇用保険被保険者に限る)および派遣労働者の数(以下、「事業所労働者数」という。)が、対象期間の初日の前日の属する月から遡った6カ月間の各月末の事業所労働者数の平均の5分の4以上であること なお、①～③については、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます。</p>
05-02	雇用維持要件の「解雇等」の中には派遣労働者を解雇した場合も含まれますか。	<p>「解雇等」に含まれます。 申請事業主(出向元事業主)が派遣元である場合は、派遣先が自らの都合で派遣元との間の派遣契約を中途解除し、この影響により、派遣元事業主が派遣労働者との間の雇用契約を解除した、すなわち「解雇」したようなケースが該当します。(なお、派遣先の都合で派遣契約中途解除の影響以外で、申請事業主が雇用する派遣労働者を解雇した場合も「解雇等」に該当します。)</p> <p>また、申請事業主が派遣先事業主である場合でも、派遣先は派遣労働者を直接雇用しているわけではありませんが、派遣先自らの都合による派遣契約の中途解除は、派遣元による派遣労働者との雇用契約の中途解除の原因になり得るものと考えられるため、「解雇等」に含まれることになります。(この場合、派遣元で解雇されたか否かによらず「解雇等」に該当することになります。)</p>
05-03	「解雇等」には、希望退職を募った場合も含まれますか。	<p>「解雇等」については、期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、「解雇または退職勧奨等によって事業主都合による離職をさせること」をいい、 ①企業整備による人員整理等のため、事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合は「事業主都合による離職」に該当し、 ②従来から恒常的に事業所の制度としてある早期退職優遇制度や選択定年制に労働者が応募した場合は「事業主都合による離職」に該当しないとされています。 希望退職がいずれに該当するかは、個々のケースごとに、①・②の基準に従って判断することになります。</p>
05-04	出向元事業主の解雇等の有無によって助成率が変わりますか、出向元事業主・出向先事業主双方の解雇等の有無によって助成率が変わりますか。	<p>出向元事業主の解雇等の有無によって、出向元事業主および出向先事業主の助成率が変わることになります(出向先事業主に解雇等がある場合、支給要件を満たさないため、そもそも産業雇用安定助成金の対象となりません)。 なお、独立性が認められない事業主間で行う出向の場合の助成率は固定です。</p>

(05) 助成対象、助成内容

令和4年4月1日版

設問番号	設問	
05-05	出向運営経費とは、具体的にどのような経費ですか。	<p>出向運営経費(支給対象期に要する経費)とは、対象期間中の出向期間中において、出向元事業所または出向先事業所が出向に要した以下の①～⑤のいずれかに該当するもの。</p> <p>①出向労働者に賃金(社会保険料は除く)として支払った(負担した)額 ②出向労働者の労務管理、人事評価に要する経費 ③出向元事業所、出向先事業所または出向労働者が行う報告、面談に要する経費(出向元事業所が出向先事業所へ訪問して行う出向労働者面談に要する交通費等の経費など) ④出向先事業主が負担した出向先事業所における教育訓練(Off-JT)に要する経費 ⑤①～④の他、出向期間中における出向の運営に要すると認められる経費</p>
05-06	出向初期経費とは、具体的にどのような経費ですか。	<p>出向初期経費(出向に際してあらかじめ要する経費)は、以下の①～⑧のいずれかの経費を要する措置を実施した場合に支給対象となります。</p> <p>①出向先事業主の負担する、出向先事業所における出向労働者に係る什器・OA環境整備費用、被服費等の初度調弁費用にあたる経費(事務用消耗品を除く) ②出向元事業所および出向先事業所の職場見学、業務説明会の実施に要する経費 ③出向元事業所と出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費 ④出向元事業所および出向先事業所の就業規則等の整備・改正に要する経費 ⑤出向元事業所および出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費 ⑥出向元事業所および出向先事業所における教育訓練に要する経費 ⑦出向労働者の転居に係る経費(事業主がその全部または一部を負担する場合に限る) ⑧①～⑦の他、出向の成立に要すると認められる経費</p>
05-07	出向運営経費のうち教育訓練について教えてください。	<p>産業雇用安定助成金の支給対象となる訓練はOff-JTによる訓練です(OJTは支給対象となりません。)。原則、次のいずれにも該当する訓練が支給対象となります。</p> <p>① 出向先事業所における職業に関する知識と技能等を高め、職場への適応性を高めるためのものであること。具体的には出向労働者の出向先事業所における職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るものであること。(例: 出向先事業所で必要となる技能・ビジネススキル習得に係る訓練等) ② 趣味教養と区別のつかないものではないこと。 ③ 通信教育・eラーニングによるものではないこと。 ④ 職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるものでないこと。(例: 接遇・マナー講習、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修等) ⑤ 海外で実施するものでないこと。 ⑥ 指導員又は講師が不在のまま自習(ビデオ等の視聴を含む。)を行うものでないこと。 ⑦ 通常の生産ラインにて実施されるものなど、通常の生産活動と区別がつかないもの又は教育訓練過程で生産されたものを販売等することにより利益を得るものでないこと(出向先事業主自らが主催し、事業所内において集合形式で実施する訓練の場合のみ。)。 ⑧ 専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者により実施されるものであること。</p>
05-08	出向運営経費のうち教育訓練はインターネットにより行っても対象となりますか。	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため3密状態を避けることが求められていることから、教育訓練を事業所内や外部の教育機関に集合して行うなどの通常の形態で実施することが困難な状況に鑑み、以下のような訓練内容のものも対象としています。</p> <p>①自宅等で行う学習形態(インターネット等を用いたものも可能)の教育訓練 ②自宅等でインターネット等を用いた双方向での訓練を実施するなど教育訓練を通常と異なる形態で実施する場合に、社内において教育的立場にあり、一定程度の知識、実務経験を有する自社職員を指導員とする教育訓練</p>
05-09	出向運営経費のうち教育訓練の過程で生産した商品を販売しても良いのですか。	<p>産業雇用安定助成金の教育訓練は、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区分して行われる必要があります。教育訓練過程で生産されたものを販売してしまうと、通常の生産活動との区分が不可能となるため、支給対象外となります。</p>

(05) 助成対象、助成内容

設問番号	設問	
05-10	出向前に出向元事業主が行った教育訓練に要する経費は、出向初期経費ですか、出向運営経費ですか。また、出向先事業主が出向後に行った教育訓練に要する経費は、出向初期経費ですか、出向運営経費ですか。	出向前に出向元事業主が教育訓練経費を要する措置を行った場合は、出向初期経費を申請することができます。また、出向後に出向先事業主が行った出向先事業所における教育訓練(Off-JT)に要する経費は、出向運営経費に含まれます。
05-11	出向運営経費のうち1人の出向労働者が助成を受けられる限度となる期間や日数はありますか。	1人の出向労働者についての支給限度は1年間(365日)です。同一の事業主において、支給限度に達した出向労働者については、今後、産業雇用安定助成金の支給を受けることができません。支給限度は出向期間で計算しますので、出向期間中の実労働日が何日あったかに関わらず出向期間1年間(365日)が限度となります。
05-12	支給限度人数はありますか？	1つの雇用保険適用事業所あたり、1年度(支給申請年月日を基準として、同年度4月1日から翌年3月31日までをいいます。)の支給限度人数は出向労働者500人となります。ただし、次のⅠ～Ⅵに当てはまる場合は異なる支給限度人数が適用されます。 Ⅰ. その年度における、最初の計画届の提出日の前日の雇用保険被保険者人数が500人未満の場合はその人数が上限となります(例: 令和4年4月15日に令和4年度初めての計画届を提出。令和4年4月14日の雇用保険被保険者が100人の場合、上限人数は100人となります。)。 Ⅱ. Ⅰの上限人数が10人未満の場合は、10人となります(例: 令和4年4月15日に令和4年度初めての計画届を提出。令和4年4月14日の雇用保険被保険者が3人の場合、上限人数は10人となります。)。 Ⅲ. 前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合は、前年度の3月31日の被保険者人数が上限となります(例: 令和4年2月28日に計画届を提出し、令和4年3月1日～令和4年12月31日の出向計画を提出し、令和4年度も継続して実施している場合、上限は令和4年3月31日時点の雇用保険被保険者人数となります。)。 Ⅳ. 前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合において、本助成金の出向労働者が出向先事業所の雇用保険被保険者(以下「出向先被保険者」という。)である場合は、出向元事業所にあつては、前年度の3月31日時点の雇用保険被保険者数に出向先被保険者数を加えた人数が上限となり、出向先事業所にあつては、前年度の3月31日時点の被保険者数から出向先被保険者数を除いた人数が上限となります(具体例はガイドブックP.10ウをご参照ください。)。 Ⅴ. 前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施しておらず、かつ支給申請日時点で当該年度における初回の計画届を提出していない場合、上限人数は、前年度と同数となります(具体例はガイドブックP.10エをご参照ください。)。 Ⅵ. 公益特例の場合は、上限人数は1,000人となります。
05-13	支給限度人数が500人である出向元事業主から、支給限度人数が300人である出向先事業主に対して、出向元事業主に雇用される労働者500人を出向させた場合、その500人の出向労働者について、出向元事業主は500人分、出向先事業主は300人分が助成金の支給限度人数となるという理解でよいか。	お尋ねのケースについては、出向元事業主は500人分、出向先事業主は300人分が助成金の支給限度人数となります。
05-14	令和3年度から出向先事業所A・B・Cにそれぞれ、10人・5人・5人の合計20人の労働者を出向させており、令和4年度も継続して出向を実施しています。20人全員が雇用保険被保険者資格を出向先事業所で取得している場合、令和4年度に初めて支給申請として、出向先事業所Aとの支給申請書を提出する場合、様式第6号(1)の①(12)欄にはどの数字を記載すればいいのでしょうか？	年度の初回の支給申請の際に、出向先事業所にて雇用保険被保険者資格を取得している本助成金の出向労働者の人数を記載してください。ご質問のケースの場合、様式第6号(1)の①(12)欄には20人と記載してください。出向元事業所の令和4年度上限人数は、令和4年3月31日時点の雇用保険被保険者数に20人を加えたものになります。
05-15	出向運営経費のうち、賃金部分の助成対象額について、出向元事業所分と出向先事業所分をどのように計算すればいいですか。	①出向前の賃金<支給対象期の賃金の場合 出向前の賃金をベースに、出向元事業所および出向先事業所が負担した割合に応じて賃金部分助成対象額を算定します。 ②出向前の賃金>支給対象期の賃金の場合 出向元事業所と出向先事業所がそれぞれ負担した額が賃金部分助成対象額となります。 ※これらの計算については、支給申請書類の「様式第6号(4)支給対象別支給額算定調書」③～⑫欄により求めることができます。なお、厚生労働省HPに自動計算の「様式第6号(4)支給対象別支給額算定調書」を掲載していますので、ご利用ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/sankokin_20210201.html#20003

(05) 助成対象、助成内容

設問番号	設問	
05-16	出向運営経費に産業雇用安定助成金の支給申請に係る経費(交通費、郵便費、社労士への委託料等)は含まれますか。	産業雇用安定助成金の支給対象となる「出向に要した経費」とは認められないため、産業雇用安定助成金の申請に係る経費については出向運営経費の算定対象となりません。
05-17	出向初期経費はかかった金額の大小にかかわらず定額が支給されるのですか。	出向初期経費は対象となる措置を行い経費を要した場合に、その金額の大小に関わらず一定額(10万円/人又は15万円/人)を支給するものです(同一の事業主において同一の出向労働者1人当たり1回限り)。ただし、独立性が認められない事業主間で行う出向は助成対象外です。
05-18	出向初期経費の対象となる措置は過去に行ったものでもいいのでしょうか。例えば、令和2年中に備品を購入した場合や就業規則を整備した場合も対象となるのでしょうか。	出向初期経費の対象となるのは令和3年1月1日以降、出向開始日までに、出向の成立のために措置を行った場合です。令和2年12月31日までに措置を行った場合は、出向初期経費の対象となりません。
05-19	出向初期経費の支給額が15万円となるのはどういった場合ですか。	<p>出向元事業所については①又は②の場合に、出向先事業所については③の場合に出向の成立に要する措置を行った者につき出向初期経費が15万円/人となります。</p> <p>出向元、出向先についてそれぞれ判断するので、例えば、出向元が①又は②を満たし、かつ出向先が③を満たさない場合は、出向元で出向の成立に要する措置を行った者につき15万円/人、出向先で出向の成立に要する措置を行った者につき10万円/人となります。</p> <p>①出向元事業所の業種の大分類(日本標準産業分類による)が次のa～cのいずれかに該当すること a 運輸業、郵便業(大分類H) b 宿泊業、飲食サービス業(大分類M) c 生活関連サービス業、娯楽業(大分類N)</p> <p>②出向元事業所の生産指標の最近3か月間(計画届を提出する月の前月から前々々月まで)の月平均値が前年同期に比べ20%以上減少していること</p> <p>③出向先事業所の業種の大分類が出向元事業所と異なるものであること</p>
05-20	出向運営経費のうち賃金に社会保険料・労働保険料の事業主負担分は含まれますか。	助成対象となる賃金に社会保険料・労働保険料の事業主負担分は含まれません。
05-21	出向運営経費の教育訓練について、自社の従業員を講師として事業所内訓練を行う場合、教育訓練中の講師の従業員の賃金は助成対象となりますか。	自社の従業員を講師として事業所内訓練を行う場合、その者の賃金は助成金の対象とはなりません。
05-22	業務提携先の事業所に出向する場合は助成金の対象となりますか。	業務提携先の事業所への出向も対象となります。なお、本助成金は、「雇用調整」を目的とした出向が助成対象になることに留意してください。また、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、出向元事業主と出向先事業主との間で独立性が認められるかどうかにより、助成内容が変わります。詳しくはガイドブックをご参照および管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)ご相談ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000814615.pdf
05-23	出向契約にあたって紹介手数料を出向元または出向先事業所へ支払う場合、助成金の対象となりますか。また出向の斡旋を行う事業者に対して支払う紹介料等は助成金の対象となりますか。	出向の紹介や斡旋を行う事業者や出向元・出向先事業所等に支払う紹介料等の手数料は出向初期経費及び出向運営経費の対象となりません。
05-24	出向初期経費の支給対象となる措置として、社会保険労務士に就業規則等の整備改正や出向契約書の作成を依頼した場合の経費は出向初期経費の対象に含まれますか。	産業雇用安定助成金の支給対象となる出向に要した経費として対象となります。ただし、産業雇用安定助成金の申請書類の作成を社会保険労務士に依頼した場合の経費は助成対象とはなりません。
05-25	令和3年7月31日以前に出向を開始していましたが、出向開始した後に産業雇用安定助成金の独立性が認められない事業主間で行う出向を知りました。この場合、産業雇用安定助成金を申請するために令和3年8月1日以降に出向契約書等の書類を作り直せば、助成対象となるのでしょうか。	産業雇用安定助成金の趣旨は、これから在籍型出向により労働者の雇用維持に取り組む事業主に対して助成することになります。そのため、出向契約書等の出向開始日が令和3年8月1日以降であっても、当該日を跨いで継続的に出向の実施された実態があり、産業雇用安定助成金の申請のために形式的に書類を作り直した場合は、助成対象とはなりません。
05-26	出向労働者が出向先事業所での業務をテレワークで行う場合は助成対象となりますか。	出向先事業所での勤務形態(在宅勤務、リモートワーク、職場勤務等)によって助成の対象が否かを判断することはありませんが、支給申請書の審査においては、労働者の賃金等の支払証明を含む勤務の実績を確認することになります。

(05) 助成対象、助成内容

設問番号	設問	
05-27	同一法人間の出向も、出向元事業所と出向先事業所の雇用保険適用事業所番号が異なる場合は助成対象となりますか。	産業雇用安定助成金は、当該事業所から他の事業主の事業所への出向が助成対象となりますので、同一法人間(同一事業主間)での出向は雇用保険適用事業所番号が異なっても助成対象とはなりません。
05-28	出向元事業主または出向先事業主が出向労働者に賃金(社会保険料は除く)として支払った(負担した)ものに、通勤手当・住居手当・残業代を含めてよいでしょうか。	通勤手当・住居手当・残業手当は出向期間中に支払われた賃金を含めて申請できます。その他諸手当につきましては、管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)ご相談ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000814615.pdf
05-29	出向労働者が出向にあたって必要となる住居の敷金・礼金を事業主が負担した場合、助成対象となるのでしょうか。	当該費用が当該出向の成立に要すると認められる場合は、出向初期経費の対象となります。
05-30	出向先事業主が助成金の申請を望まない場合、出向元事業主のみで申請することはできるのでしょうか。	申請可能です。ただし、助成金を受給するためには出向元と出向先のいずれも支給要件を満たす必要があるため、出向先事業主が申請を望まない場合であっても、出向先事業主は申請書類等の作成・提出は必要となります。

(06) 手続き、提出書類等

設問番号	設問	
06-01	出向実施計画届の提出や支給申請手続は、出向元事業主が行っても、出向先事業主が行ってもいいのですか。また、出向元事業主が単独で提出することもできますか。	産業雇用安定助成金は、出向元事業主が出向先事業主の作成した書類を含めて手続を行うことになります。したがって、出向実施計画届の提出や支給申請手続は、出向元事業主が行ってください。(出向先事業主が提出することや、出向元事業主と出向先事業主がそれぞれ提出することはできません。)
06-02	出向実施計画届は事業所ごとの届出ですか。あるいは法人ごとの届出ですか。出向先が複数ある場合は、計画届をそれぞれ作成する必要がありますか。	出向実施計画届は出向元事業所ごとに届出してください。出向元事業所が同一であれば、出向先事業所が複数ある場合も出向実施計画届は同一で、出向先事業所ごとに様式第1号別紙1を作成します。
06-03	出向実施計画届はいつまでに出す必要がありますか。	出向元事業主は、対象期間(出向期間)の初日の前日※まで(可能であれば2週間前までを目途)に、出向実施計画届を提出する必要があります。 ※天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月が経過する日まで ※様式第3号、様式第4号、および確認書類(2)については、出向実施計画届を提出した日から起算して1ヶ月を経過する日または初回の支給申請書提出日のいずれか早い日までに提出することができます。
06-04	産業雇用安定助成金の申請には、どのような書類が必要ですか。添付書類も教えてください	<p>助成金を受給しようとするときには、以下の書類が必要です。</p> <p>◆計画時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①様式第1号 出向実施計画(変更)届(出向元事業主) ● ②様式第1号別紙1 出向先事業所別調査書(公益特例の場合は、様式公特第1号別紙1(公益特例用) 出向先事業所別調査書) ◎ ③様式第1号別紙2 出向初期経費に係る計画届(出向元事業所) ※ ④様式第2号 出向実施計画(変更)届(出向先事業主)(公益特例の場合は、様式公特第2号出向実施計画(変更)届(出向先事業主)(公益特例用)) ● ⑤様式第2号別紙 出向初期経費に係る計画届(出向先事業所) ※ ⑥様式第3号 出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書及び確認書類 ◎ ⑦様式第4号 出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書及び確認書類 ◎ ⑧様式第5号 産業雇用安定助成金 出向に係る本人同意書 ◎ ⑨確認書類(1) 出向協定書 ◎ ⑩確認書類(2) 事業所の状況に関する書類 ◎ ⑪確認書類(3) 出向契約に関する書類 ◎ <ul style="list-style-type: none"> ● 計画時及び変更時に提出が必要な書類 ◎ 計画時に提出した後は、内容に変更があった場合に提出する書類(出向協定書は失効した場合に改めて提出する) ※ 該当する場合に提出する書類 <p>◆支給申請時に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①様式第6号(1) 産業雇用安定助成金支給申請書(公益出向の場合は、様式公特第6号(1) 産業雇用安定助成金支給申請書(公益特例用)) ● ②様式第6号別紙 産業雇用安定助成金出向初期経費報告書(共通) ※ ③様式第6号(2) 出向元事業所賃金補填額・負担額等調査書 ● ④様式第6号(3) 出向先事業所賃金補填額・負担額等調査書 ● ⑤様式第6号(4) 支給対象者別支給額算定調査書(共通) ● ⑥様式第6号(5) 支給要件確認申立書(産業雇用安定助成金) <ul style="list-style-type: none"> ※(出向元事業主、出向先事業主がそれぞれ作成してください) ● ⑦様式第7号(1) 雇用維持事業主申告書 ※ ⑧様式第7号(2) 労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書 ※ ⑨支払方法・受取人住所届 ※ ⑩確認書類(4) 出向の実績に関する書類 ● <ul style="list-style-type: none"> ● 毎回提出する書類 ※ 該当する場合に提出する書類 <p>なお、⑨は振込間違いを防ぐため、通帳またはキャッシュカードのコピー(口座番号やフリガナの確認ができる部分)をできるだけ添付してください(2回目以降は提出不要です)。</p>

(06) 手続き、提出書類等

令和4年4月1日版

設問番号	設問	
06-05	支給申請は、事業所ごとの申請ですか。あるいは法人ごとの申請ですか。	出向元事業所ごとに申請してください。
06-06	申請期限はありますか。	支給申請は、支給対象期ごとに行います。申請の期日は、「支給対象期」の末日の翌日から2か月以内です。なお、申請の期日の末日が行政機関の休日である場合は、その翌開庁日が期日となります。出向初期経費については、原則その出向労働者にとって初めての支給申請の際に申請してください。
06-07	複数月について、まとめて申請ができますか。	支給申請の単位となる期間を「判定基礎期間」と呼んでおり、出向実施計画届の提出時に、支給申請の単位を1から6の判定基礎期間の単位で事業主が任意で選択可能です。以降は変更届により計画の変更を行わない限り、選択した単位で支給申請していただくこととなります。
06-08	支給申請書などの様式はどこでもらえますか。	産業雇用安定助成金の支給申請書類は、管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で直接様式を配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロード(WORD又はEXCEL)できます。なお、様式第6号(2)～(4)については、支給審査等を妨げないものであって、かつ、所定の事項が記載されていれば、任意の様式を使用いただいで差し支えございません。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/sankokin_20210201.html
06-09	出向実施計画届や支給申請書の書き方は何を参考にしたいですか。	受給のために必要となる手続きなどをまとめた「産業雇用安定助成金ガイドブック」に出向実施計画届や支給申請書などを記載例を掲載しておりますので、ご参考ください。または、都道府県労働局及び管轄ハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)にお問い合わせください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000814635.pdf
06-10	社会保険労務士が代理申請する場合に委任状が必要ですか。	社会保険労務士が提出代行する場合は不要です。なお、支給申請事業主の事業所の従業員が申請書等を提出のみ行う場合は不要ですが、内容の修正を行う場合は委任状が必要です。
06-11	労働者代表選任届の代表者の選任方法を教えてください。	労働者代表選任届の代表者の選任方法は、労使で話し合い決めることが適切です。
06-12	会社の所在地は、〇〇県〇〇市ですが、助成金の詳しい問い合わせや支給申請はどこに行えばいいですか。	助成金の問い合わせについては、事業所所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)へお問い合わせください。 なお、計画届の提出及び支給申請の手続は出向先事業所の事業主が作成した書類も併せて、出向元事業所の事業主が行うこととなりますので、計画届の提出及び支給申請の手続は出向元事業所を管轄する労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)に行ってください。出向先事業所の事業主は作成した書類を出向元事業主に渡してください(出向先事業主が作成した書類に係る申請主体は出向先事業主ですが、出向元事業主を使者として申請することとなります。)。また、提出した申請書類に関して問合せをする場合は、提出先の労働局又は管轄ハローワークに問合せをしてください。
06-13	支給申請を行った後、助成金が支払われるまでどれくらいかかりますか。	適切に必要な審査を行ったうえで、可能な限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。なお、申請書類に不備等がある場合には申請内容の確認に時間を要しますので、ご承知をお願いします。
06-14	計画届や支給申請書は、労働局やハローワークに出向して提出しなければなりませんか。郵送やオンラインで提出できますか。	労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金窓口で受け付けているほか、郵送やオンラインでも受け付けています。郵便を受け付けている窓口については、厚生労働省ホームページの郵送受付窓口一覧を参照してください。郵送した場合、郵送の費用は事業主のご負担になります。オンラインで出向実施計画届の提出および支給申請を行う場合は、下記のURLからご利用ください。 【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】 https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/
06-15	支給申請書を提出した後、労働局やハローワークから連絡や調査があるのでしょうか。	提出した書類について、確認のご連絡をすることがあります。また、適正な支給を推進する観点から事業所への立入検査や教育訓練等の実施状況等について調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。
06-16	申請の結果はどのように連絡がきますか。	支給決定または不支給決定の通知書を出向元事業所及び出向先事業所それぞれにお送りします。
06-17	助成金はどのように受け取るのですか。出向元事業主と出向先事業主にそれぞれ支給されるのでしょうか。	出向元事業主と出向先事業主に支給決定された額が、出向元事業主と出向先事業主が届け出た口座にそれぞれに振り込まれます。

(06) 手続き、提出書類等

令和4年4月1日版

設問番号	設問	
06-18	出向の予定が出向実施計画届の内容から変更になりました。何か手続きは必要ですか。	出向実施計画届から出向の予定が変更になった場合について、計画の範囲内での出向期間の短縮等の場合、変更届は必要ありません。ただし、出向先事業所の増加・変更、出向労働者の変更、出向労働者数の増加、出向期間の延長、賃金類型及び支給申請頻度等の変更があった場合は変更が生じる前日までに変更届を提出してください。
06-19	土日祝や年末年始が申請期限の場合、いつまでに申請書を提出すればいいでしょうか。	出向実施計画届の提出及び支給申請の申請期限の末日が行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日)に当たる場合は、その翌開庁日が申請期限となります。
06-20	相談や申請手続きは、各都道府県の(公財)産業雇用安定センターが窓口になりますか。	都道府県労働局又はハローワークが窓口となります。相談や申請手続きは管轄の都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)にお問い合わせください。
06-21	各種申請書類や添付書類について、資料が多数あるためCSVやデータでの提出でもよいでしょうか。	各種申請書類や添付書類の一部については、ファイル(txt, csv, PDF)が入ったCDまたはDVDでご提出いただけます。詳細は産業雇用安定助成金HPまたはガイドブックをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000814628.pdf
06-22	出向実施計画届の提出について、期限までに提出出来なかった場合、助成を受けることはできないでしょうか。	既に出向を行っている場合であっても、出向実施計画届提出日の翌日から助成対象となります。なお、独立性が認められない事業主間で行う出向及び公益特例の場合は、令和3年8月1日以降に新たに開始された出向でなければ助成対象となりません。
06-23	出向実施計画届の提出または支給申請書の申請に必要な添付書類は全て原本を提出する必要がありますか。	添付書類は、写しで差し支えありません。
06-24	出向元事業主および出向先事業主双方とも支給要件を満たすものの、いずれかが助成金の支給申請を行わずに、出向元事業主または出向先事業主の一方のみが助成を受けることはできますか。	支給申請書の支給申請金額欄に「0」を記載して申請することができます。ただし、一方のみ助成を受ける場合であっても、双方とも支給要件を満たす必要があることから、助成を希望しない事業主についても、必要な書類を作成・提出する必要があります。また、出向元事業主が助成を希望しない場合であっても、出向実施計画届及び支給申請書類の提出は、出向元事業主が行うこととなります。
06-25	出向に係る本人同意書について、本人が同意書に署名しない場合は、申請できないのでしょうか。	出向に係る本人同意書については、出向労働者の自署が必要となります。同意を得ていない出向労働者については産業雇用安定助成金の申請はできません。
06-26	労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書は2回目の支給申請以降も提出が必要なのでしょうか。	支給対象期ごとに雇用維持要件を満たすか判断するため、支給申請毎に労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書の提出が必要となります。
06-27	出向実施計画届を提出後に労働局やハローワークから受領書等は送付されますか。	出向実施計画届の提出後に労働局やハローワークから受領した旨の書類の送付は行っていません。

(07) その他

設問番号	設問	
07-01	新型コロナウイルス感染症の影響により、在籍型出向で雇用の維持を図りたいが、どこに相談したらいいですか。	(公財)産業雇用安定センターでは、47各都道府県に設置した地方事務所において企業間の出向マッチングを無料で行っていきます。詳しくは、 http://www.sangyokoyo.or.jp/ をご覧ください。
07-02	産業雇用安定助成金の手続きに必要なので、金融機関の暗証番号を教えてくださいという電話がかかってきたのですが、どうしたらよいですか。	産業雇用安定助成金等の支給に関して、厚生労働本省、都道府県労働局、ハローワーク以外から直接お電話や訪問をすることはありません。産業雇用安定助成金の申請手続き後、申請内容の確認のために厚生労働本省、都道府県労働局、ハローワークから、電話をさせていただく場合がありますが、この場合であっても事業主の金融機関の暗証番号を聞くことはなく、手数料などの金銭を求めることもありません。不審な電話や訪問には十分ご注意ください。
07-03	雇用調整助成金(出向)との違いについて知りたい。	雇用調整助成金(出向)との差異は主に4点あります。 ①助成対象事業主について、雇用調整助成金(出向)は出向元事業主のみが助成対象のところ、産業雇用安定助成金は出向先事業主も助成対象となります。 ②助成率について、雇用調整助成金(出向)は助成率が中小企業で最大2/3(大企業は最大1/2)のところ、産業雇用安定助成金は中小企業で最大9/10(大企業は最大4/5)となります。 ③助成対象経費について、雇用調整助成金(出向)は賃金のみが対象となるところ、産業雇用安定助成金は賃金に加えて教育訓練経費などの出向期間中の出向の運営に要した経費が対象となるほか、出向開始までに要した出向の成立に要した経費も助成対象となります。 ④独立性が認められない事業主間で行う出向も、産業雇用安定助成金では助成対象となります。(出向の場合の助成率は2/3(大企業は1/2)となります。また、出向開始までに要した出向の成立に要した経費は助成対象とはなりません。)
07-04	他の雇用関係助成金との併給はできますか。	産業雇用安定助成金は、支給対象期において、次に該当する場合は支給対象となりません。 ①同一の賃金の支出について、他の雇用関係助成金を受給している場合 ②同一の教育訓練等における経費支出について、他の雇用関係助成金を受給している場合 ※併給調整の対象となる雇用関係助成金の詳細は、以下をご覧ください。 雇用関係助成金共通要領0305(P13~P14) https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000763193.pdf
07-05	事業所内の一部の労働者には休業手当を支払い、雇用調整助成金(休業)を活用していますが、この労働者を出向させる場合は、産業雇用安定助成金に切り替えることは可能でしょうか。また、休業させている労働者とは別の労働者を出向させた場合は、産業雇用安定助成金を活用可能でしょうか。	いずれも可能です。
07-06	事業所内の一部の労働者を出向させており、雇用調整助成金(出向)を活用していますが、この労働者とは別の労働者を出向させ、そちらについては産業雇用安定助成金を活用することは可能でしょうか。	可能です。

(07) その他

令和4年4月1日版

設問番号	設問	
07-07	事業所内の一部の労働者を出向させており、雇用調整助成金(出向)を活用していますが、この労働者の出向について、産業雇用安定助成金に切り替えることは可能でしょうか。	可能です。ただしこの場合、出向初期経費については助成対象とはなりません。
07-08	事業所内の一部の労働者を出向させており、産業雇用安定助成金を活用した上で、この労働者とは別の労働者を出向させ、そちらについては雇用調整助成金(出向)を活用することは可能でしょうか。	可能です。
07-09	産業雇用安定助成金は課税対象となりますか。	産業雇用安定助成金を受給する事業主が法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となります。
07-10	「出向に係る本人同意書」を事業主から渡され、サインするよういわれましたが、当該出向について事業主から説明を受けておらず、承諾をしていません。この場合、どこに相談すればよいでしょうか。	出向についての説明を受けずに承諾を強要させられたなど、事業主の対応が適切でないと感じられた場合は、必要に応じて、まずは都道府県労働局総合労働相談コーナー(個別労働紛争解決制度に関する窓口)へご相談ください。
07-11	出向元事業所や出向先事業所が出向期間中に別の事業主に事業譲渡された場合は、産業雇用安定助成金の申請はできないのでしょうか？	雇用保険の適用上、事業譲渡を受けた事業主が同一の事業主として扱われる場合は、新事業主が引き続き産業雇用安定助成金の申請をすることができます。詳細は、事業所所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)へお問い合わせください。